

まずは、お住まいの市町担当課へ電話でお問い合わせください。



お問合せ先・補助制度一覧

(令和8年4月1日時点)

市町名	担当課	電話番号	補助制度の有無										
			耐震診断	耐震補強	建替え・除却	住替え		簡易改修	部分補強	外部改修	耐震シールドの設置	防災ベッドの設置	
						除却	移転						
下田市	建設課	0558-22-2219	●	●								●	●
東伊豆町	建設整備課	0557-95-6303	●	●		●						●	●
河津町	建設課	0558-34-1952	●	●								●	●
南伊豆町	地域整備課	0558-62-6277	●	●								●	●
松崎町	産業建設課	0558-42-3965	●	●								●	●
西伊豆町	建設課	0558-55-0212	●	●								●	
熱海市	まちづくり課	0557-86-6423	●	●				●	●				
伊東市	建築住宅課	0557-32-1763	●	●		●						●	●
沼津市	住宅政策課	055-934-4885	●	●		●	●					●	●
三島市	住宅政策課	055-983-2644	●	●		●						●	●
御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	●	●		●						●	●
裾野市	都市計画課	055-995-1856	●	●			●						●
伊豆市	都市計画課	0558-83-5206	●	●		●			●			●	●
伊豆の国市	危機管理課	055-948-1482	●	●								●	●
函南町	都市計画課	055-979-8117	●	●		●						●	●
清水町	都市計画課	055-981-8225	●	●		●	●					●	●
長泉町	建設計画課	055-989-5520		●		●	●						
小山町	都市整備課	0550-76-6137	●	●					●				●
富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	●	●		●						●	●
富士市	建築土地対策課	0545-55-2791		●								●	●
静岡市	建築安全推進課	054-221-1124	●	●								●	●
島田市	建築住宅課	0547-36-7184	●	●	●	●						●	●
焼津市	建築住宅課	054-626-2169	●	●		●						●	●
藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	●	●	●	●						●	●
牧之原市	都市住宅課	0548-53-2633	●	●								●	●
吉田町	都市環境課	0548-33-2161	●	●						●		●	●
川根本町	建設課	0547-56-2227	●	●								●	●
磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	●	●		●	●					●	●
掛川市	都市政策課	0537-21-1152	●	●	●		●					●	●
袋井市	建築住宅課	0538-44-3120	●	●	●	●	●						
御前崎市	都市整備課	0537-85-1122	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●
菊川市	都市計画課	0537-35-0957	●	●									●
森町	定住推進課	0538-85-6321	●	●		●							
浜松市	建築行政課	053-457-2473	●	●								●	
湖西市	建築住宅課	053-576-4549		●		●	●					●	●

※ 65歳以上の者のみが生住するもの等の要件を満たす場合は、割増が適用されます。

まだ間に合います
あなたと家族の
命を守る地震対策



令和6年能登半島地震で倒壊した住宅

静岡県は耐震改修の実績が
全国1位!
約3万件の実績があります!

県内の住宅の9割が耐震化済みです。

昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅は
耐震診断、耐震改修に補助がでます。



まずは取組フローを確認してみましょう

地震による住宅の倒壊から“命を守るためにできること”

START 昭和56年(1981年)5月以前に建てられた木造住宅が対象です

耐震診断をする
市町の窓口で電話で申し込みください。(裏面のお問合せ先参照)

ご相談ください

耐震性あり

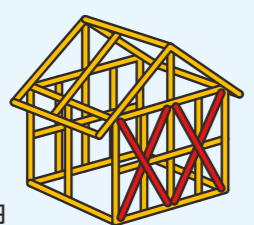
耐震性なし

暫定的・緊急的な対策を行う

耐震化

減災化(命を守る対策)

耐震改修
補助金 **115万円**
※補強工事費は約160万円
※補強計画の作成を含む



建替え・除却
補助金 **30万円**
※建替えに伴う除却



住み替え
(耐震性のある住宅へ)
補助金 除却費 **30万円**※1
移転費 **10万円**※2
※1 既存住宅の除却費用に対する補助
※2 高齢者のみが居住する住宅等に限る

防災ベッドの設置
補助金 **40万円**
※高齢者世帯は50万円
※設置費は約60万円

耐震シェルターの設置
補助金 **40万円**
※高齢者世帯は50万円
※設置費は約60万円
※設置面の床工事が必要な場合有

減災化工事
簡易改修、部分補強、外部改修
補助金 **85万円**
※高齢者世帯は95万円

※補助制度の有無及び補助額は、市町によって異なります。 ※金額、各種制度はいずれも令和8年4月現在

おススメ!

コストを抑えたいあなたに
👍 **低コスト工法がおススメ!**
天井や床を壊さない補強方法で、費用も工期も抑えて耐震性が向上できます。

大地震後も住み続けたいあなたに
👍 **強度の割増しがおススメ!**
基準レベルの強度は、命は守れますが、ヒビが入るなど家が傷んでしまい、住み続けられないかもしれません。
基準の1.25~1.5倍以上の強度にすると、住み続けられる可能性が高まります。
制震ダンパーの活用も効果的です。

★県内で新築される住宅は、5割以上が基準の1.5倍以上の強度です!

耐震補強工事で
税制の特例が受けられます。

◆ **所得税** (令和10年12月まで)
基準額の**10%控除**
(限度額 25万円)

◆ **固定資産税** (令和13年3月まで)
税額の**1/2減額**
(1年間)

※税制の特例を受けるには、市町等で発行する証明書が必要です。
※期限のある特例措置ですが、今後延長される場合があります。

防災ベッドとは

地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。



耐震シェルターとは

住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することで安全な空間(一時的な避難場所)をつくるものです。



外部改修とは

住宅の外部に補強材等を取り付けることで住宅を補強します。外部工事なので工事中もそのまま生活できます。

